

## ○推薦委員選挙候補者辞退に関する細則

### (目的)

第1条 推薦委員選挙において、立候補の届出又は推薦への同意により推薦委員候補者となった者がその地位を辞退する際の手続に関してはこの細則の定めるところによる。

### (推薦委員候補者辞退届)

第2条 推荐委員選挙において、立候補の届出又は推薦への同意により推薦委員候補者となった者がその地位を辞退するに際しては、推薦委員候補者辞退届（様式第1号）を郵送又は直接持参する方法により選挙管理委員会（以下「委員会」という）に提出するものとし、これ以外の方法によるものは認めない。

### (推薦委員候補者辞退届の提出期限)

第3条 推荐委員候補者辞退届は、委員会が定める当該選挙の投票期間初日から起算して10日前までに提出しなければならず、期限を経過した後に提出された辞退届は効力を有しないものとする。ただし、委員会が選挙の公正な遂行を妨げないと判断した場合にはこの限りではない。

### (辞退の効力)

第4条 辞退は、選挙管理委員長において承認されることにより、推薦委員候補者辞退届が委員会に提出された時点に遡って効力を生じる。

### (辞退者の取扱い)

第5条 第2条により辞退を行った者は、当該推薦委員選挙（再選挙となった場合を含む）においては、立候補を行うことができず、また辞退者を対象とする推薦の届出についてもこれを認めない。

### 附 則

この細則は、2014年9月26日から施行する。

2017年3月2日改正施行。

2019年1月10日改正施行。

2021年1月21日改正施行。

2022年1月6日改正施行。

## 推薦委員候補者辞退届

記入日	○○○○年 月 日		
候補者 氏名 ※自署すること		都道府県	
生年月日	大正・昭和・平成・西暦 年 月 日		

私は、立候補の届出又は推薦への同意により推薦委員候補者となっておりましたが、これを撤回し、本日を以て推薦委員候補者の地位を辞退いたします。

なお、推薦委員選挙候補者辞退に関する細則第5条により辞退届は撤回することができず、たとえ立候補等届出期間内あるいは再選挙となった場合であっても再度の立候補および辞退者を対象とする推薦の届出は認められないことにより、本辞退届の提出を以て本年の推薦委員選挙においては、候補者となることができなくなることについて十分理解しており、一切の異議は申し立てません。

全国運転代行共済協同組合選挙管理委員会 御中